

## 「第47回福岡県伝統的工芸品展」実施業務委託 企画提案公募実施要領

### 1 業務目的

福岡県伝統的工芸品展を本県で開催し、コンクールや展示販売会、関連企画等を通じて県内伝統的工芸品の認知度や売り上げの向上及び産地活性化を図り、今後の伝統的工芸品産業の発展につなげていく。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名称

「第47回福岡県伝統的工芸品展」実施業務

#### (2) 業務内容

別添「実施業務委託公募仕様書」のとおり

#### (3) 予算規模

4,786,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 3 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

### 4 提案参加資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと
- (3) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

### 5 スケジュール

令和5年5月24日（水）	質問書提出〆切
5月31日（水）	企画提案書類提出〆切
6月初旬頃	選定委員会による審査実施（プレゼンテーション）
〃	受託事業候補者の決定・選定結果通知
7月上旬頃	契約締結

## 6 仕様書及び本公募実施要領に関する質問の受付

様式1「質問書」に必要事項を記入の上、メールにより提出すること。

### (1) 受付期間

令和5年5月24日（水）正午まで

### (2) 提出先

伝統的工芸品FUKUOKA協議会（福岡県中小企業団体中央会内）

メール：kougeihin@chuokai-fukuoka.or.jp

### (3) 質問に関する回答方法

令和5年5月26日（金）を目途に福岡県中小企業団体中央会ホームページで公表します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答をします。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなします。

## 7 企画提案書等の提出について

### (1) 提出書類及び提出部数について

書類	部数	留意事項
様式2「企画提案書類提出書」	1部	別紙様式に社印及び代表者印を押印すること。
企画提案書（様式任意）	10部	A4片面印刷

### (2) 提出期限

令和5年5月31日（水）17時00分まで

### (3) 提出先

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター9階

伝統的工芸品FUKUOKA協議会（福岡県中小企業団体中央会内）

電話：092-622-8780 担当：児玉、齋藤

### (4) 提出方法

持参（平日9時～17時）または郵送によりご提出ください。郵送の場合は簡易書留など、記録の残る方法を用いてください。

### (5) 作成方法

提案対象となる業務内容について、下記①から③の事項を記載し、④の様式で作成してください。

#### ① 提案事業者の概要

- ・提案事業者の組織体制、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・当該業務に類似した事業の受託実績

#### ② 業務全体の概要

- ・業務全体の運営管理、業務実施体制（運営責任者の略歴、スタッフの業務分担、スケジュール、進捗状況の管理体制）

③ 業務内容の詳細

- ・別添「実施業務委託公募仕様書」のとおり
- ・展示、販売のブースイメージを必ず添付すること

④ 企画提案書の様式

- ・企画提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。（縦・横不問）  
但し、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えありません。
- ・表紙には、「第47回福岡県伝統的工芸品展 提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載してください。
- ・企画提案書は、事業者概要やイメージ図表等を含めて30ページ以内（表紙は含まない）とし、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ・文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。（表題、図表を除く）

(6) その他

- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とします。
- ・本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却いたしません。

## 8 審査及び委託先の選定方法

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定します。

(1) 審査者

第47回福岡県伝統的工芸品展 委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(2) 審査方法

選定委員会においてプレゼンテーションを実施したうえで審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉者、次に優れた提案を行った事業者を次点交渉者とします。

※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出する場合があります

(3) 審査会（プレゼンテーション日程）

令和5年6月初旬頃に福岡県中小企業団体中央会会議室（福岡市博多区吉塚本町9-15）で実施いたします。詳細は提案者に改めて連絡するものとします。審査会においては、提出した提案書以外の使用は認めません。

(4) 評価基準

別紙「評価基準書」のとおり。

(5) 提案者が1社又はいない場合の取り扱い

提案者が1社のみの場合であっても評価は実施し、評価の基準において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

(6) 最終審査結果の通知及び公開

採択・不採択に関らず最終審査参加者全員に書面により通知します。併せて、最優秀提案

者はその事業者名を福岡県中小企業団体中央会ホームページにて公表します。

※最終審査可否通知：令和5年6月初旬頃を予定

## 9 委託契約について

- (1) 上記選定手順により選定された提案者を契約締結候補者として委託契約に関して必要な協議を行い、協議が合意に至った場合は、本委託契約の契約手続きを行います。  
なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行います。  
最高得点の提案者であっても、最低基準点に満たない場合、選定されない場合があります。
- (2) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

## 10 留意事項

- (1) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものです。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではありません。
- (2) 本委託業務において発生する権利は、すべて「伝統的工芸品FUKUOKA協議会」に帰属するものとします。

## 11 問い合わせ先

伝統的工芸品FUKUOKA協議会（福岡県中小企業団体中央会内） 担当：児玉、齋藤

電話：092-622-8780 FAX：092-622-6884

メール：kougeihin@chuokai-fukuoka.or.jp